

阿波保健福祉センター・浴室棟、阿波森林公園及び 阿波地域農産物等活用型総合交流施設「あば交流館」 概要書

この概要書は、阿波保健福祉センター・浴室棟（以下、「浴室棟」）、阿波森林公園（以下、「森林公園」）及び阿波地域農産物等活用型総合交流施設「あば交流館」（以下、「交流館」）、以上3施設の管理運営に関しての市の基本的な考え方や基本情報を示すものです。

当該3施設については、設置目的をより効果的に達成するため、スケールメリットを活かした地域連携による事業展開、戦略的な施設運営等を期待し、阿波地域3施設の一体管理を前提とした指定管理者制度導入により管理運営を行っています。

1 対象施設

(1) 浴室棟

- ① 所在地 津山市阿波 1198 番地
- ② 設置目的 市民の健康増進及び交流の場を提供し、もって福祉の向上に資する。
- ③ 設置 平成 12 年 5 月
- ④ 敷地面積 3,006 m²（保健福祉棟を含む）
- ⑤ 施設 阿波保健福祉センター・浴室棟、大浴場、機能回復訓練浴室、特産品売店、温泉スタンドほか
- ⑥ 開場期間 4 月 1 日から 3 月 31 日（休館日：毎週水曜日）
- ⑦ 備考 令和 6 年度から大規模改修事業を予定しており、改修後の施設使用について、一部変更となる場合があります。

(2) 森林公園

- ① 所在地 津山市阿波 3115 番地他
- ② 設置目的 落合川河畔の自然環境を生かして、野外活動、レクリエーション等の体験に親しみ、心身の健全な育成と健康の増進ができる場を提供する。
- ③ 設置 平成 18 年 5 月
- ④ 敷地面積 32,473 m²、園地と園地を結ぶ林道約 4.5 km
- ⑤ 施設 落岩園地（溪流茶屋、バンガローほか）、藤美園地（東屋、トイレほか）、屏風岩園地（東屋、炊事棟、トイレほか）、白髪滝園地（遊歩道）、布滝園地（東屋、トイレほか）
- ⑥ 開園期間 4 月 1 日から 3 月 31 日

(3) あば交流館

- ① 所在地 津山市阿波 1200 番地
- ② 設置目的 阿波地域の自然と環境を生かし、都市との交流を促進することにより、阿波地域の活性化と農業の振興を図る。
- ③ 設置 平成 12 年 5 月

- ④ 敷地面積 3,715 m²
- ⑤ 施設 和室、洋室、大広間、レストラン、事務室、特産品売店
- ⑥ 開館期間 4月1日から3月31日（休館日：毎週水曜日）
- ⑦ 備考 現在、大規模改修事業を実施しており、改修後の施設使用料が令和6年4月1日より変更となります。改正後の使用料については、別紙1の阿波地域農産物等活用型総合交流施設「あば交流館」条例をご確認ください。

2 管理運営状況

- (1) 管理形態：指定管理
- (2) 管理運営者：指定管理者（阿波施設運営共同事業体 代表団体 あば株式会社）
- (3) 期間：指定期間令和4年4月1日～令和7年3月31日

3 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 施設利用者の安全確保を第一とすること。
- (2) 施設の効率的・弾力的運営を行うこと。
- (3) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図ること。
- (4) 利用者にとって快適な施設であることに努めること。
- (5) 魅力ある自主事業を実施し、利用者のサービス向上に努めること。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 環境保護に配慮すること。
- (8) 3施設のスケールメリットを活かした自主事業等によって積極的に財源を確保し、充実したサービスを提供すること。

4 業務内容等

- (1) 浴室棟
 - ・浴室棟の維持管理に関する業務
 - ・浴室棟の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
 - ・浴室棟の設置目的を発揮するための事業に関する業務
 - ・浴室棟の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
 - ・前各号に掲げるもののほか、浴室棟の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務
- (2) 森林公園
 - ・森林公園の施設又は設備の利用の許可に関する業務
 - ・森林公園の維持管理に関する業務
 - ・森林公園の利用料金の徴収に関する業務

- ・森林公園の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- ・森林公園の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- ・前各号に掲げるもののほか、森林公園の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(3) あば交流館

- ・あば交流館の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- ・あば交流館の維持管理に関する業務
- ・あば交流館の利用料金の徴収に関する業務
- ・あば交流館の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- ・あば交流館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- ・前各号に掲げるもののほか、あば交流館の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

※1 包括的再委託の禁止

指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の業務については、市との協議の上、専門の事業者に委託することができます。

別紙1 阿波保健福祉センター条例、阿波保健福祉センター条例施行規則、阿波森林公園条例、森林公園条例施行規則、阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」条例

別紙2 位置図、建物平面図

別紙3 収支決算表（令和2年度～令和4年度分）

別紙4 利用実績表（令和2年度～令和4年度分）

別紙5 業務評価結果書（令和2年度～令和4年度分）

別紙6 前回の募集要項、仕様書